令和4年大和市農業委員会第12回総会議事録

令和4年12月22日(木)午前10時開会 大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古 木 利 明 委員

2番柏木 明委員

4番青木裕一委員

5番 小川道子委員

6番 長谷川慶太郎委員

7番池田俊一郎委員

8番山口喜充委員

9番 眞 壁 浩 二 委員

10番遠藤一直委員

11番田邊義之委員

12番木村賢一委員

13番上野岩雄委員

15番岩崎敏博委員

16番荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

3番渡邊カク委員

14番保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 村瀬 知一

次長 佐藤 祐介

主查 髙田 直樹

主查 中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第46号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第 4 報告第47号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 5 報告第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届

出について

日程第 6 報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による賃借権設定の届 出について

日程第 7 報告第50号 農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定 の届出について

日程第 8 報告第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第 9 議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

日程第10 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請に ついて

日程第11 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申 請について

日程第12 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による賃借権設定許可申請に ついて

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第46号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第47号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について

報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による賃借権設定の届出について

報告第50号 農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出につい

報告第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による賃借権設定許可申請について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は14名で、定足数に達しておりますので会議は成立いた します。

> これより令和4年12月大和市農業委員会第12回総会を開会いたします。 議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- ○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、9番、眞壁浩二委員、10番、遠藤一直委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- ○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

- ○事務局次長 総会資料1ページをごらんください。
 - 11月21日、令和4年度大和市産業人表彰式が開催され、柏木会長が出席されました。
 - 11月28日、柏木会長、眞壁職務代理、遊休農地対策部会から山口部会長及び田邊副部会長から、市長へ「令和5年度大和市農業施策に関する意見について」を提出いたしました。
 - 11月30日、大和市民まつり出店部会が開催され、上野委員が出席されました。
 - 12月21日、令和4年度農業会議臨時総会及び第81回神奈川県常設審議委 員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

続いて、県許可等の状況でございますが、令和4年第10回総会議案第16号の上草柳における所有権移転の許可申請につきましては、令和4年11月18日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますでしょ うか。

私から報告が何件かございます。報告いたします。

11月21日、大和市産業人表彰式に出席いたしました。農業関係では、優良農業者として柴田利幸さん、優良農業青年として中丸俊一郎さん、優良農業女

性として瀬沼洋子さんが、また、団体賞としては、1位が久田、2位が上和田、3位が山上でございます。私からは、神奈川県農業会議会長賞が出ていましたので、代理で露木滉平さんに授与させていただきました。

11月28日、市長に、大和市の農業施策に関する意見書を提出いたしました。 意見書については、皆さん既にご承知でございますけれども、農業に対して意 欲ある担い手の育成や確保、新鮮で安全な農産物を安定的に市民に供給できる 仕組みづくり、生産資材等の価格上昇への対応等について市長に説明を行い、 提言をいたしました。出席者全員から、それぞれの農業の実情、問題点など、 意見を市長に申し上げました。

12月21日、農業会議臨時総会と常設審議委員会についてはJAビルで行われました。臨時総会につきましては、公益財団神奈川県農業公社と一般社団法人神奈川県農業会議の合併契約締結承認に関する提案があり、承認されました。常設審議委員会は、小田原市、厚木市、両農業委員会から、農地法第4条、第5条の規定に基づく諮問が2件ありました。原案どおり、許可相当と認め、農業委員会会長に答申いたしました。また、所有者不明の農地を農地中間管理機構が借り受けるという農地法第39条第1項の規定に基づく裁定について、県知事から意見が求められ、審議の結果、裁定することを相当と認め、答申することに決定されました。

私からは以上です。

ほかに。上野委員。

○上野委員 11月30日、大和市民まつり出店部会が開催され、出席いたしました。 出店部会の正副部会長の選出と、ほぼ昨年中止になった内容で実施していきた いというような話でございました。ただ、実行委員会が12月から1月に開催 され、その時点で開催の可否について決定すると。その後、また出店部会が開 催されるという報告でございました。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

真壁委員。

○眞壁委員 上野委員のお話ですけれども、先ほどの内容で、12月27日ですが、第

2回の役員会と第1回の実行委員会が開催され、進捗状況と開催について、そ こで大体話をするということで報告しています。

以上です。

○議長ありがとうございました。

ほかに、ご質問等ございますか。

(発言者なし)

- ○議長 本件につきましては報告案件につき、以上をもって終結いたします。
- ○議長 日程第3、報告第46号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題 に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 報告第46号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事 務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第47号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第48号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について、日程第6、報告第49号、農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定の届出について及び日程第7、報告第50号、農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第47号については議案書2ページの3件が、報告第48号については議 案書3ページの2件が、報告第49号については議案書4ページの1件が、報 告第50号については議案書5ページの1件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。木村委員。

- ○木村委員 特別なことではない、ちょっと確認だけですけれども、5ページの報告第 50号ですが、こちらの貸人と借人の関係、住所と姓が違っていますので、ど ういう関係の方と貸借をするか、ちょっと。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 今回のこちらの件の貸人は父に当たり、借人は子の夫です。
- ○議長 ほかにございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、報告第51号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第51号についてご説明いたします。議案書は6ページをご らんください。総会資料は5ページでございます。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営を行っておりました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は露地野菜を栽培しており、良好に肥培管理がなされております。ついては、11月16日に古木委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いいたします。

古木委員、お願いします。

○古木委員 11月16日、私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地を確認 いたしました。事務局の説明のとおり、相続猶予に関して意思確認をいたしま した。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第9、議案第18号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申 請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第18号は、受付番号1番、2番を一括してご説明いたします。議案書は7ページ、総会資料の6から7ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、どちらも譲渡人は農家廃業によるもので、譲受人は経営規模の拡大となります。申請人とは12月2日に長谷川委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。譲受人は、トラクター等の農機具を所有し、年間従事日数が150日以上の常時従事者1名、60日以上の補助者1名がおり、農地の下限面積要件等を定めた農地法の第3条第2項の各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。 長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 12月2日に現地にて、事務局と私で、各譲渡人と譲受人にお会いし現

地確認をし、所有権移転したい旨、確認いたしました。今回、許可することに 問題はないと思います。

以上です。

○議長ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますか。

よろしいですか。

私から1点。この土地に入る進入路について、ちょっと説明をいただきたいと 思いますけれども。

事務局。

○事務局 地図で、総会資料6ページの現地から南東側に行ったところに通りから1本中に入る道があると思うのですけれども、そこから赤道が住宅街に沿って、また現地の南側のほうのラインに沿って赤道が入っておりますので、そこを通行できる。さらに、譲受人について、現地の隣接したところに農地を所有しておりますので、そこから入ることが可能ということになっております。

以上です。

○議長ありがとうございました。

ほかには。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第18号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申 請についてを採決いたします。

本件を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第18号は、許可することに決定いたしま した。

ありがとうございました。

○議長 議案第19号から第21号についてでございますが、農業委員会等に関する法 律第31条第1項の議事参与の制限によりまして、「委員は、自己又は同居の 親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、該当する委員に退席をしていただきます。 渡邊委員は本日欠席でありますので、このまま続けます。

○議長 日程第10、議案第19号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について及び日程第11、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第19号、第20号について、関連がございますので一括してご説明いたします。議案第19号については、議案書8ページ、資料は8から9ページを、議案第20号については、議案書9ページ、資料は10から11ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料 8 ページ及び 1 0 ページの斜線で示しております。また、登記地目は畑で、現 況畑です。申請地隣地の住宅敷地の拡張を目的として転用するものです。譲受 人は、県道 4 5 号丸子中山茅ヶ崎線拡幅の影響で自宅一部を失うことになり、自宅の建て替え及び敷地拡張が必要な状況となっています。

補足いたしますが、主要道路の拡幅をする場合、その枝道についても拡幅をすることになっております。資料の地図にお示ししておりますが、点線部分より 左側が市道桜ヶ丘宮久保線の道路用地として買収予定であることから、申請人 は自宅の敷地拡張が必要であることをご理解ください。

まず、議案第19号の北側への敷地拡張についてです。譲渡人は本家に当たる 兄の家族、譲受人は分家である弟とその長女の関係です。申請人の住居が交差 点角地に将来なる性質上、一般車両の通行への影響や安全面から、交差点手前 となる敷地北側に自宅入口を設ける必要があり、当該隣接農地以外に接道の選 択肢がないため、やむを得ません。宅地への転用面積、位置は妥当であると考 えます。

続いて、議案第20号の南側、東側への敷地拡張についてです。譲渡人は父、 譲受人は父と長女の関係です。既存の住宅敷地に隣接する自己所有農地以外に 選択肢がないため、やむを得ません。また、道路用地買収による残地の形状上、 宅地への転用面積、位置は妥当であると考えます。

被害防除として、敷地外周にコンクリートブロック2段または5段積みの擁壁を設置して土砂等の流出を防ぎ、雨水は敷地内浸透とする計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がりは10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

12月14日に地元の岩崎委員と事務局とで、譲渡人、譲受人の代理人及び申請人1名立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。 岩崎委員、お願いします。

- ○岩崎委員 12月14日に現地にて、事務局と私で代理人及び譲渡人にお会いし、現地を確認いたしました。本申請の意思確認をし、住宅敷地として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用については、やむを得ないと思います。以上です。
- ○議長 ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。 木村委員。

- ○木村委員 ちょっと確認ですけれども、議案第19号で所有権を移転された土地がありましたね、それと、第20号で賃貸借ということで、案内図どおりですが、この建物、今のお住まいの一部のちょうど前が、この道路が9mに拡幅されるという感じで、信号ができて、そのために建物の一部がかかるという関係で今回のこういう申請が出たかと思うのですが、建物そのものは一部かかるわけですけれども、今回の所有権移転する土地のほうに建物を移動させることは考えておられるのか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 敷地を東側と、それから南側に広げるということから、若干今よりは南のほ うに下がります。なぜこの北側を転用しなければならないかというと、先ほど

説明させていただきましたとおり、ご自身の車の関係なのですけれども、駐車場を北東側に位置させないと、交通上危ないということで、家の北側のほうに車両の入口をつくりたいといったところで、ここの筆がどうしても必要になってきます。

- ○議長 木村委員。
- ○木村委員 駐車場を北東ということは、丸子線のほうから出入りする。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 はい、そのとおりです。
- ○議長 木村委員。
- ○木村委員では、要するに建物そのものは、ほぼこの位置。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 状況としてはほぼ変わらないのですけれども、南側のほうに少し下りてくる というような位置関係になります。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 議案第19号ですけれども、なぜ、このような狭い耕作できないような 土地の形で残ってしまったのかというのが1つと、議案第20号のほうですが、 写真と地図を照らし合わせると、恐らく現況農地だとは思うのですけれども、 そっちのほうに入り込むような形でまだ構築物が残っているようですが、これ はどのように考えていくのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 第19号の狭い部分については、道路を拡幅したことで残ってしまったところとご認識ください。

それから、第20号の、資料で言うと写真の11ページの下側のことをおっし やっているのだと思うのですが。第20号のどちらの部分のことを。

○長谷川委員 まず、①に関してですけれども、①の写真を見て左側のほうに、要する に、南側のところですが、そこに小屋のような、点線の奥のほうに見えるので すが、これは農地にかかっているのではないでしょうか。それと、②のほうで すけれども、このブロック塀とフェンスは農地のほうに入っているのではない でしょうかという、この2点です。

- ○議長 事務局。
- ○事務局 失礼いたしました。ありがとうございます。まず、写真上側のほうですけれども、点線の手前に農機具小屋として使っている物置小屋がございます。それから、下側の写真についてですけれども、赤線から擁壁ブロックの間は何かということになろうかと思うのですが、こちらは隣の畑の筆であることが測量した結果、後々わかりまして、それぞれの関係者が、境がここだろうと思っていたところから、実は今回の県道拡幅に伴って用地整理が必要になった状況の中で、境界がそのような形で不明瞭であったのですが、拡幅に伴って方々から測量した結果、家の位置にずれがあったということで、今回まとめて整理されるということでいらっしゃいました。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 ありがとうございます。
- ○議長 ほかに質疑、意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第19号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について を採決いたします。

議案第19号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第19号は、許可相当とすることに決定い たしました。

次に、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申 請についてを採決いたします。

議案第20号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第20号は、許可相当とすることに決定い たしました。

以上、議案第19号及び第20号は終了いたしました。

議案第21号についても議事参与の制限がありますので、該当する委員は退席 をしていただきます。

この場で暫時休憩いたします。

岩崎委員の退席をお願いいたします。

[暫時休憩·岩崎敏博委員退席]

○議長 再開いたします。

日程第12、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第21号についてご説明いたします。議案書10ページ、資料は12から13ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料12ページの斜線で示しております。また、登記地目は畑で、現況、畑です。申請地の隣地にある店の駐車場拡幅を目的として転用するものです。譲受人は、利用者のピーク時間帯は既存駐車場が満車となることで発生する路上待機車両による近隣住民への影響を排除するため、新たな駐車場が必要な状況です。既存駐車場の東側に隣接し、位置としては妥当であると考えます。店舗の前面及び側道の通行車両台数を鑑みると、さらなる集客が見込まれることから、現在の駐車台数28台のところ、今後は48台分を確保したい意向です。また、駐車台数が増えることで追加必要となる回遊スペースを含めると、面積についても妥当であると考えます。

被害防除として、敷地外周にコンクリートブロック3段積みの擁壁を設置して 土砂等の流出を防ぎ、雨水は敷地内浸透とする計画です。農地の区分は、おおむね半径500m以内に公共施設が2つ以上あり、水道、下水道の2種が埋設されている幅員4m以上の道路に接していることから、第3種農地と判断いたしました。

12月13日に地元の渡邊委員と事務局とで譲渡人、譲受人の代理人立ち会いのもと、現地等の調査をいたしました。

なお、本日ご欠席の渡邊委員からのご意見について、私のほうで代読いたしま

す。

12月13日に現地にて事務局と私とで代理人にお会いし、現地を確認いたしました。本申請の意思確認をし、店舗駐車場として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用については、やむを得ないと思います。

このとおり言づかっております。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。立ち会いの渡邊委員のコメントも含めて説明を いただきました。

> これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますでしょうか。 木村委員。

○木村委員 今、事務局からご説明が全てされているので内容も全部確認できました。 ここは3種農地で、既存の駐車場台数が28台を20台増やして48台にする と。これは私の地元で、この店はオープン以来、もう十数年たっているのかな、 平日、土日にかかわらず非常に繁盛していて、日によっては駐車場がちょっと 渋滞気味というか、ちょうど角に信号がありますので、その辺も含めて出入り に非常に苦労するような場面もあります。そういう意味で、今回この駐車場を 拡幅して20台増やすということは、むしろこの周辺の住民にとっても非常に ありがたいことだなと。しかし、農地として627㎡が減ってしまうというこ とは非常に残念なのですけれども、これはやむを得ないかなと個人的には思い ます。

○議長 意見として承ります。

ほかに。池田委員。

- ○池田委員 駐車場の形態というのはどうなっているのでしょうか。もう一度ちょっと。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 形態といいますと、レイアウトのことでよろしいでしょうか。

今、地図上で斜線で示している部分につきましては、畑側を背にして縦に駐車場の配置がされている列が1本走るのと、それから、道路側に並行に走る形で駐車する部分が2列予定されています。

○議長 池田委員。

- ○池田委員 隣接地の畑との境界はどのようになるのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 現在もブロック塀で駐車場とそれから芝畑が区分けられているのですけれど も、それと同じような形で、ブロック3段積みで駐車場と芝の畑を分割すると いう形で計画があります。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 当然、雨水は地区内処理ということだろうと思うのですけれども、その点、 そうですね。それで、路面のほうの形態はどうなっているのか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 駐車場については既存のアスファルト仕上げなのですが、新たに追加となる エリアについても、同じようにアスファルトを張る計画です。道路側のほうに 向けて傾斜のあるつくりにするという計画なので、道路のほうに向かって雨水 が流れ、雨水トレンチを経て外に出さないようにするというような形で計画さ れていると聞いています。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 この賃貸借権設定ということでございますが、期間というのは決められているのですか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 こちらのことについては特に確認はさせていただいていないのですけれども、 契約書等があるかと思いますが、恐らくですが、特に期限を設けた契約はされ ていらっしゃらないと思っています。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 このような形態も、先ほどの報告でもあったようでございますが、賃貸借権、これは、いわゆる切れれば当然原状回復ですね。 5 条関係だけれども、半永久的にこういうふうに貸し出してしまうという考え方なのでしょうか。原状回復は望めないと。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 会社側としては、恐らくそのつもりでお借りいただいているかと思うので。
- ○池田委員 はい、わかりました。

- ○議長 ほかに。長谷川委員。
- ○長谷川委員 農地を守るという観点から思うのですけれども、この道を挟んで西側の 土地ですが、航空写真を見る限り、あまり利用されていないような土地なので すね。店は、こちらのほうで使用貸借をするという交渉はされたのでしょうか。 その話なしで、いきなり農地のほうを削るという理由は、ちょっと非常に心苦 しいと思うのですが、そのあたりの事情はどうなのでしょうか。

○議長 事務局。

- ○事務局 まず、既存のこの土地の所有者との関係が通常あるかと思うのですね。おっしゃるとおり、交差点の西側の用地は非常にたくさん広く、特にまだ何か計画が立っているわけではない状況が続いてはいるのですけれども、所有者がまず違うといったところから、相談しやすい側に行くことというのは容易に想像ができるかと思うのですね。ですので、今回は敷地の拡張をご相談されたのではないかとは思うのですけれども。事前に隣の用地にお店を引っ越したいというような相談をされたかどうかというのは、ちょっと私のほうではわかりかねるので、申し訳ございませんが説明できません。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 移転ではなくて、駐車場がちょっと足りないので、こちらの一画を削って借りるという交渉はされたかどうか確認されていないということですか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 今回については行っていません。
- ○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○議長 ほかには何かありませんか。

(発言者なし)

○議長ないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第21号、農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第21号は、許可することに決定しました。 以上、議案第21号は終了いたしました。

岩崎委員には、再度の着席をお願いします。

この場で暫時休憩します。

[暫時休憩・岩崎敏博委員着席]

○議長 再開します。

本件は、以上をもって終結いたします。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和4年12月大和市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会